

## 高齢者への虐待を防ぐには —家族機能の再建がカギ—

東日本国際大学福祉環境学部准教授 赤司 秀明

我（わ）が国の高齢者虐待に対する社会的認識は未だ高いとはいえないが、虐待の発見者が市町村に通報する義務や高齢者の具体的な保護措置などを定めた「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が、2006年4月から施行された。

厚生労働省の調査によると虐待はこの一年間で1万2500件以上に上り、高齢者虐待は地域住民と自治体が協力して取り組むべき大きな課題であることの認識が必要である。

「児童虐待の防止等に関する法律」（2000）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（2001）が施行され、子どもや女性への虐待に対する法的整備がなされたにもかかわらず、高齢者虐待に関しては対応が遅れていた感があったので、この法律施行後の効果に期待するところも大きい。

しかし、法律も虐待防止のための一つの重要な手段ではあるが、少し掘り下げて考えてみると問題の本質はやはり人の心の中にあるのではないだろうか。

ユネスコ憲章の前文に、「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和の砦（とりで）を築かなければならない」とある。

虐待も人の心の中に生まれる小さな戦争である。この人の心の状態が形となって現れたものが虐待であるから、人の心の中に虐待防止のための平和の砦を築かなければならないと考えられる。

先行の調査研究によると、在宅での高齢者虐待の大部分が家族によるものであることから、虐待防止には家族の心の健康問題という視点が重要であり、家族の持つ本来の機能ということに注目したい。家族は言うまでもなく社会の基本的な構成単位である。

そこには家族構成員の生活を維持し、保障するという生活保持機能と愛情や精神的安らぎの場を提供する精神的充足機能がある。人は関係性の充足の中に人生の喜びや生きがいを感じ取ることができ

るものである。

その基礎が親子、夫婦、兄弟姉妹の関係性にあり、ここに人生の幸福の要素であるそれぞれに異なった三つの愛の原型がある。家族の関係性は他に代えがたい特別なものであり、この関係性の充足とは精神的充足、すなわち家族による愛情や精神的安らぎの充足であり、家族機能の中核をなすものである。

高齢者虐待は複雑な要因が重なって生じており、さまざまな対応策が求められるが、特に実子による虐待が約半数を占めることから、中長期的には幼少期からの親子関係の改善、更には夫婦、兄弟姉妹の関係性の改善も含めた教育的配慮、短期的には傾聴やカウンセリング等による家族の心の健康問題への援助なども家族機能再建に寄与する重要なポイントとなると考えられ、これらは地域社会との密接な協力によってなされる必要がある。

今日の家族に関するさまざまな事件や離婚などの趨（すう）勢を見ると、残念ながら我が国の家族機能は弱体化傾向にあると言わざるを得ない。その再建は一朝一夕に成就できるものではなく時間のかかる課題ではあるが、家族のもつ本来の機能が再建され向上することによって、家族の関係性が改善され精神的充足の場が提供されることが、家族の心の中に平和の砦を築くこととなり、法律に勝るとも劣らぬ高齢者虐待防止の一助となるのではないだろうか。

また、家族機能の向上は虐待防止のみならず、さらに多くの社会問題解決の基盤ともなるのではないかと考えられる。2004年、東日本国際大学に日本で初めての学部として福祉環境学部ができた。

この学部から人類の福祉に貢献する学際科学としての福祉環境学の確立が願われる。この福祉環境学を基礎に、いわきの地から家族機能再建の情報発信がなされることが期待される。